

経 済 産 業 省

20230825電委第1号
令和5年8月25日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業の登録の取消しについて
(勧告)

標記について、当委員会において調査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の13第1項の規定に基づき、別添の小売電気事業者について、別紙のとおり同法第2条の2の登録の取消しを行うよう勧告する。

以上

別添

(小売電気事業者)

事業者名	法人番号	登録番号
第一日本電力株式会社	4080401021658	A0421

第1 処分の内容

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9第1項の規定に基づき、同法第2条の2の登録を取り消す。

第2 処分の理由

1 事実関係

- (1) 小売電気事業者である第一日本電力株式会社（以下「第一日本電力」という。）は、令和4年9月分以降の電力取引報第1表（電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条に定める電力取引報の第1表をいう。以下同じ。）及び同年10月から12月までの四半期分以降の電力取引報第2表（電気関係報告規則第2条に定める電力取引報の第2表をいう。）を、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に提出していない。
- (2) 委員会は、令和5年7月14日付けで、第一日本電力に対し、電力取引報第1表を提出していないことに関する事実関係等につき報告を求めるため、電気事業法第114条第1項の規定により委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき、報告期限を同月31日と定めて報告徴収を行った。
- (3) 第一日本電力は、前記(2)の報告徴収に対する報告をしていない。
- (4) 令和5年8月21日時点で、第一日本電力から小売供給を受けている需要家は存在しない。

2 法令の適用

- (1) 前記1(1)の行為は、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則第2条の規定に違反するものである。
- (2) 前記1(3)の行為は、電気事業法第106条第3項の規定に違反するものである。
- (3) 第一日本電力は、前記1(1)のとおり、長期にわたり電力取引報を提出しておらず、かかる行為は、委員会が電力取引の監視を適切に行うことに支障を生じさせ、電気の利用者の利益の保護及び電気事業の健全な発達を阻害するものである。

- (4) 第一日本電力は、前記 1 (3) のとおり、同法第 1 0 6 条第 3 項の規定による報告をしておらず、かかる行為は、経済産業大臣による業務改善命令等の権限の適正な行使に支障を生じさせ、電気の使用者の利益の保護及び電気事業の健全な発達を阻害するものである。
- (5) よって、第一日本電力は、電気事業法及び同法に基づく命令の規定に違反し、公共の利益を阻害すると認められることから、同法第 2 条の 9 第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当する。

以上